

結城尚武館後援会会則

[名 称]

第 1 条 本会は結城尚武館後援会と称し、事務局を後援会会長宅内へおく。

[目 的]

第 2 条 本会は会員相互の親睦を図るとともに結城尚武館の目的達成のために協力することを目的とする。

[会員及び賛助会員]

第 3 条 1.本会は子供が結城尚武館に所属する保護者を会員とし、また前条の目的に賛同するものを賛助会員として組織する。
2.賛助会員は原則として、総会及び役員会以外の行事に参加することができる。

[役 員]

第 4 条 本会は次の役員をおき、総会において役員の中から選任する。

- (1)会 長 1 名
- (2)副 会 長 若干名
- (3)会 計 長 1 名
- (4)会計 監査 2 名
- (5)担当 役員 若干名

[任 務]

第 5 条 1.会長は本会を代表し、会務を統括する。
2.副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
3.会計長は会長の命を受け、本会の会計事務にあたる。

[任 期]

第 6 条 役員任期は会計年度と同一にし、1年とする。(なお、再選は妨げない。)

[顧 問]

第 7 条 1.本会は顧問を置くことができる。
2.顧問は役員会に出席し、意見を述べるることができる。

[会 議]

第 8 条 1.本会の会議は総会と役員会とし、会長が議長となる。
2.総会は会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
3.議決は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
第 9 条 総会は定期総会と臨時総会とし、臨時総会は会長が必要と認めたとき召集する。
第 10 条 定期総会は次の事項を決議する。

- (1)会務の報告と承認
- (2)会計報告と承認
- (3)役員を選任
- (4)会則の改廃
- (5)その他の必要な事項

第 11 条 役員会は、会長、副会長、会計長、担当役員をもって構成し、会長が必要と認めたとき及び担当役員3分の1以上の請求があったとき会長が召集する。

第 12 条 役員会では次の事項を審議する。

- (1)会務執行に関すること。
- (2)会の運営上必要な事項。
- (3)その他

[冠婚葬祭]

第 13 条 結城尚武館指導員の冠婚葬祭については、本人の入院、及び一親等以内の斎事のみ考慮し、見舞金、弔慰金は結城尚武館に準ずる。
(但し、指導員の基準は結城尚武館の提出名による。)

[会 計]

第 14 条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。

- (1)入 会 費 500 円
- (2)会員会費 月 額 500 円
- (3)賛助会員 500 円

第 15 条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。